

# 埼玉西部環境保全組合情報公開条例

埼玉西部環境保全組合情報公開条例（平成15年条例第1号）の全部を改正する。

## 目次

### 第1章 総則（第1条―第4条）

### 第2章 行政文書の開示等

#### 第1節 行政文書の開示（第5条―第19条）

#### 第2節 審査請求（第20条―第22条）

#### 第3節 行政文書の任意的開示（第23条）

### 第3章 情報公開の総合的な推進（第24条・第25条）

### 第4章 雑則（第26条―第29条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、住民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を明らかにすること等により、組合の保有する情報の一層の公開を図るとともに、組合の諸活動を説明する責務が全うされるようにし、住民参加の下、公正で民主的な開かれた行政の推進に資することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 議会並びに管理者及び監査委員をいう。

(2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、住民の行政文書の開示を請求する権利が保障されるように、この条例を解釈し、運用するものとする。

2 実施機関は、行政文書の開示に当たっては、個人に関する情報を最大限に保護しなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

## 第2章 行政文書の開示等

### 第1節 行政文書の開示

(行政文書の開示を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、当該実施機関が保有する行政文書の開示を請求することができる。

(1) 組合の構成団体の区域内（以下「構成団体内」という。）に住所を有する者

(2) 構成団体内に所在する事務所又は事業所に勤務する者

(3) 構成団体内に所在する学校に在学する者

(4) 構成団体内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が保有している行政文書の開示を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体

(開示請求の手続)

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をするものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれに掲げる事項

ア 前条第2号に掲げる者 その者が勤務する構成団体内に所在する事務所又は事業所の名称及び所在地

イ 前条第3号に掲げる者 その者が在学する構成団体内に所在する学校の名称及び所在地

ウ 前条第4号に掲げるもの そのものが構成団体内に有する事務所又は事業所の名称及び所在地

エ 前条第5号に掲げるもの 実施機関が保有している行政文書の開示を必要とする理由

(3) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するために必要な事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（行政文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、明らかに公にすることができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定

の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（組合並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(4) 組合の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 組合の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、組合又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、かつ、当該行政文書の開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、開示請求者に対し、当該不開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特別の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、

当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にならなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日か

ら起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について開示決定等をする期限

(理由の明示等)

第14条 実施機関は、第11条第1項の規定により開示請求に係る行政文書の一部を開示しないとき、又は同条第2項の規定により開示請求に係る行政文書の全部を開示しないときは、開示請求者に対し、同条各項に規定する書面にその理由を明示しなければならない。この場合において、当該理由は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、開示請求に係る行政文書が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その時期が明示できるときは、その旨を開示請求者に通知するものとする。

(事案の移送)

第15条 実施機関は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開

示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第16条 開示請求に係る行政文書に組合並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人並びに開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(行政文書の開示の実施)

第17条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該行政文書を開示しなければならない。

2 行政文書の開示は、文書、図画、写真又はフィルムについては閲覧又は写しの交

付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 3 開示決定に基づき行政文書の開示を受けたものは、最初に開示を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、実施機関が定めるところにより、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、実施機関は、正当な理由があるときは、当該申出を拒むことができる。

(手数料等)

第18条 行政文書の開示に係る手数料は、無料とする。

- 2 前条第2項の規定により写しの交付を受けるものは、規則で定めるところにより当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(法令等との調整)

第19条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が第17条第2項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第17条第2項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
- 3 この条例の規定は、法令の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定を適用しないこととされている書類等については、適用しない。

## 第2節 審査請求

(審理員による審査手続に関する規定の適用除外)

第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第21条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく埼玉西部環境保全組合行政不服審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第22条 第16条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

### 第3節 行政文書の任意的開示

(行政文書の任意的開示)

第23条 実施機関は、第5条に規定する行政文書の開示を請求することができるものの以外のもから行政文書の開示の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

2 前項の規定により行政文書を開示する場合の手数料等については、第18条の規定を適用する。

### 第3章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進に関する組合の責務)

第24条 実施機関は、行政文書の開示のほか、情報の公表及び提供に関する施策の拡充を図り、住民が組合行政に関する正確で分かりやすい情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(会議の公開)

第25条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関及びこれに類するもので実施機関が定めるもの（以下「附属機関等」という。）の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 法令等の規定により、明らかに公開することができないとされているとき。

(2) 不開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等をするとき。

(3) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障を及ぼすおそれがある場合で、附属機関等の決定によりその会議の全部又は一部を公開しないこととしたとき。

2 実施機関は、附属機関等の会議を開催しようとするときは、あらかじめ会議の開催の場所、日時、傍聴の手續等について、公表するよう努めるものとする。ただし、緊急に会議を開催するときは、この限りでない。

3 実施機関は、附属機関等の会議録を整備し、不開示情報を除き閲覧に供するよう努めなければならない。

### 第4章 雑則

(行政文書の管理)

第26条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適

正に管理するものとする。

- 2 実施機関は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(行政文書の検索資料の作成等)

- 第27条 実施機関は、行政文書を検索するために必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。

(実施状況の公表)

- 第28条 管理者は、毎年度、各実施機関における行政文書の開示等の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

- 第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にされているこの条例による改正前の埼玉西部環境保全組合情報公開条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定による開示の請求等については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際旧条例の規定に基づく開示決定等に関する不服申立てについて旧条例第20条の規定に基づく諮問等の手続が行われている場合は、当該手続をこの条例による改正後の埼玉西部環境保全組合情報公開条例（以下「新条例」という。）に基づく手続とみなし、新条例を適用する。
- 4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（令和5年2月15日条例第3号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。